

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の
施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する
政令案(中小企業退職金共済法施行令の一部改正関係)
要綱等について (諮問)



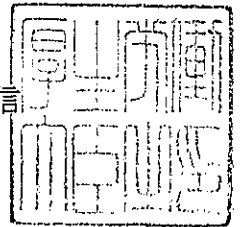
厚生労働省発雇均1016第1号

平成29年10月16日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

1. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案要綱（中小企業退職金共済法施行令の一部改正関係）（別紙1）
2. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱（中小企業退職金共済法施行規則の一部改正関係）（別紙2）

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案要綱（中小企業退職金共済法施行令の一部改正関係）

第一 中小企業退職金共済法施行令の一部改正

一 資産管理運用機関等からの移換額の移換等

- 1 確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等（以下「資産管理運用機関等」という。）又は確定拠出年金法第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関（以下「資産管理機関」という。）から独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が資産の移換を受けた場合において、当該移換を受けた資産の額（以下「移換額」という。）の算定の基礎となった期間の月数を上限とする各月数のうち、当該移換額及び当該移換額に係る被共済者の中小企業退職金共済制度における掛金月額等により算定される最大のものを当該移換額に係る被共済者の掛金納付月数に通算すること。

- 2 1の移換額から掛金納付月数への通算に係る額を控除した残余の額に対しては、年一パーセントの

利率を付与すること。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日等

一 施行期日

この政令は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年五月一日（予定））から施行すること。

二 その他

関係政令について所要の改正を行うこと。

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱（中小企業退職金共済法施行規則の一部改正関係）

第一 中小企業退職金共済法施行規則の一部改正

一 資産管理運用機関等からの積立金等の移換等

1 資産管理運用機関等に関する事項

(一) 中小企業退職金共済法（以下「法」という。）第三十一条の三第一項の規定により機構と資産管理運用機関等又は資産管理機関が締結する契約において約する事項は、事業主が移換額の移換の申出をした場合において、資産管理運用機関等又は資産管理機関は、移換額の総額を一括して機構に移換することとする。

(二) 資産管理運用機関等又は資産管理機関は、機構が振込先の預金口座を指定した日から起算して六十日以内に資産の移換を行わなければならないものとする。

2 事業主に関する事項

(一) 法第三十一条の三第一項の規定により事業主が機構に行う申出（以下「資産移換申出」という。）は、従業員ごとの移換額及び移換額の算定の基礎となった期間の月数等を記載した移換申出書に、当該従業員が移換額の移換に同意したことを証する書類等を添付して行わなければならないものとすること。

(二) 資産移換申出を行った事業主に対しては、加入促進のための掛金負担軽減措置は適用しないこととすること。

3 被共済者の退職金の額に関する事項

資産の移換に伴い掛金納付月数が通算された場合の退職金の額の算定は、共済契約の効力が生じた日の属する月から当該通算する月数分遡った月に共済契約の効力が生じたものとみなして行うこととすること。

二 資産管理運用機関等への解約手当金に相当する額の移換等

1 法第三十一条の四第一項の会社法その他の法律の規定による合併、会社分割その他の行為（以下「合併等」という。）に関する事項

法第三十一条の四第一項の規定により共済契約者が資産管理運用機関等への解約手当金に相当する額の移換を機構に申し出ることができることとされている、共済契約者が合併等をした場合とは、共済契約者が確定給付企業年金法第四条第一号に定める実施事業所又は確定拠出年金法第三条第三項第二号に定める実施事業所を相手方として、会社法第二条第二十七号に規定する吸収合併、同条第二十八号に規定する新設合併、同条第二十九号に規定する吸収分割、同条第三十号に規定する新設分割及び同法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等とすること。

2 共済契約者に関する事項

(一) 法第三十一条の四第一項の規定により共済契約者が機構に行う申出は、合併等をした日から起算して一年以内で法第八条第三項第一号の規定により共済契約が解除された日の翌日から起算して三ヶ月以内に、移換を行う被共済者の氏名等を記載した移換申出書に、当該被共済者が解約手当金に相当する額の移換に同意したことを証する書類を添付して行わなければならないものとする。

(二) 法第三十一条の四第一項の申出を行う共済契約者は、共済契約を解除するときは、同項の規定による移換に関して必要な事項について、被共済者に説明しなければならないものとする。

(三) 法第三十一条の四第一項の申出を行う共済契約者は、機構に共済契約を解除する旨を通知するときは、合併等をしたことを証する書類等をあわせて提出しなければならないものとする。

3 確定給付企業年金法第二条第一項に規定する確定給付企業年金（以下「確定給付企業年金」という。）及び確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金（以下「企業型年金」という。）に関する事項

(一) 法第三十一条の四第一項の規定により機構から移換を行うことができる確定給付企業年金は、同項の規定により機構から移換する金額が同項の申出をする共済契約者が負担する掛金として一括して払い込まれるものであること等に該当するものであること。

(二) 法第三十一条の四第一項の規定により機構から移換を行うことができる企業型年金は、同項の規定により機構から移換する額の全額が、同項の申出に係る被共済者に係る個人別管理資産に充てられる資産として一括して払い込まれるものであること等に該当するものであること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日等

一 施行期日

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年五月一日（予定））から施行すること。

二 加入促進のための掛金負担軽減措置に関する経過措置

施行日以後に資産管理運用機関等から資産移換を行った事業主が施行日前に退職金共済契約の申込みを行っていた場合は、加入促進のための掛金負担軽減措置が適用されるものとする。

三 その他

関係省令について所要の改正を行うこと。